

『兵賦論』と啓蒙理性

村 井 洋

はじめに

1. 多様な知的装置

- (1) 問題の所在
- (2) 普遍的認識の視座
- (3) 国是論の意義

2. 理性の公共的使用

- (1) カントにおける理性の公共的使用
- (2) 西周の「論」論議
- (3) 啓蒙理性の陥穽

むすびにかえて

はじめに

本稿は『兵賦論』の特に前半部に見られる西周の対外観の特徴を、西の啓蒙思想家としての姿勢という観点から考察しようというものである¹⁾。西は『兵賦論』を誰に向かって問いかけたのだろうか。一見してこれは平明な問のように見える。職務上の課題を同僚の軍人たちに投げかけたという答えがありうるからである。しかし、『兵賦論』は西の論文中最長のものであり、内容にも世界認識、歴史認識、国是論、中国認識、朝鮮認識、文明論など様々なトピックスを含んでいる。そこには、必ずしも軍事専門家向きの議論でない課題を一つ一つ解きほぐそうという西の姿勢が見られるのである。

筆者は「西周の対外観」（『西周と日本の近代』ペリカン社、2005年）において、『兵賦論』と「隣邦兵備略表」の主張の特徴に注目し、福沢諭吉の『文明論の概略』と概略的に対比させた。しかし、そこでは『兵賦論』に表された対外観の特性について触れたものの、多くの論点を残したままであった。本論はその補論の意味を持ち、これら論じ残された多くの問題点の一つを補うことを狙いとしている。

1. 多様な知的装置

(1) 問題の所在

西周の『兵賦論』のテーマ設定が西の学問的意欲にどれだけ対応しているかはしばしば提起されている疑念である²⁾。西の本懐は哲学の確立と統一科学の確立にあったという見解は妥当なものと考えられる。西の著作のレパトリーを一瞥すればかれの思考の本筋が哲学と統一科学の確立にあったことは明らかであるし、それらの成立事情を小泉仰、蓮沼啓介の論考や大久保利謙の解説によって確認すればなおさらのことである。従って、哲学の著作ではない『兵賦論』は西の希望しなかったテーマ、すなわち職責上の作品であると言いきってしまいたくなる。確かに陸軍省の課長として、日本の軍制を整備すること、とりわけ当時の焦眉の課題であった徴兵制を導入することは西にとって免れない職責であった。

しかしこのことは、少なく見積もっても『兵賦論』が西の思想家としての特徴を表さない作品であることにはならない。ましてや西研究にとって扱う価値のない問題であることにはならない。上述したように『兵賦論』は西の手になる最長の論考であるし、そこに発露している西の知見と論理展開は完全に熟しているとは言い難いにしても決して通り一遍のものではない。西の知的格闘の産物であり、思想家としての姿勢がよく見通される舞台にもなっているのである。たとえこの講演録が陸軍将校のために将校クラブで行われ、陸軍関係の新聞に連載されたという事実があるにせよ、西の知性は行論の展開を官房的な論理に閉じこめることを決して許さなかった。すなわち、公共的な論証によって徴兵制ならびに軍制の必要性を説き、世界情勢の説明を置き展開するという課題を自らに与えたのである。カントの言う「理性の公共的使用」の姿勢を西はとったのであり、軍人の職務を越えた公共的理性の問題として軍事問題を取り上げたのである³⁾。

(2) 普遍的認識の視座

西周の対外観を『兵賦論』に即して見ていくと、西が当時得た多くの知見がそこに動員されていることが看取される。それらはカントの永遠平和論、カントならびにドイツ観念論哲学の非社会的社交性として戦争を捉える見方、その前提としてのホブズ自然状態論、モンテスキューを彷彿させる（しかしモンテスキューとは異なる）南知北強論、熱力学とでも言いうる自然法則の国際関係への応用、あらゆる存在と生成を根源的に規定する戦いの要素（ヘラクレイトスを連想させる）などである⁴⁾。これらの知見は必ずしも十分な展開を見せていない場合もあるし、曖昧な規定しか持たずに留まっているものもある。また相互関係において齟齬があるのではないかと思われる部分もある。しかし、これらの知的資源を動員したことによって、兵賦論のテーマ展開に際して西がこの議論をおごなりのものではなく、精力を傾けた議論として当たった周到さは十分窺える。

『兵賦論』において西は空間的・地理的な世界認識を根底において議論を進めている。

もちろん西は歴史的な認識をも意識はしていた。それはしばしば言及される「無疆治休」すなわち、ホブズ的な自然状態論から国家形成に至る近代自然法論の歴史的ヴァージョンとでも言うべきカント的（永遠平和論ならびに世界公民的見地からする普遍史の概念）な平和論である。ただしこれも有名な事実であるが、西の手によって1万年先に棚上げされていき、兵賦論の議論構造から消去させられてしまう。当分の間は戦争状態に耐えなくてはならないという認識が前面に出てくるのである。

カントの永遠平和論と世界公民的見地から見る普遍史の概念の認識を「早くて1万年先」というように葬ってしまった後、西が準拠すべき普遍的法則は空間的な場に求められた。そして『兵賦論』の地理認識の重心となるのは「南知北強論」である。西は天翁（自然）の摂理は南に知力に優れた勢力を北に軍事力に優れた勢力を配してこの南北二力の衝突が世界政治を動かす原動力となっていると説く。南と北の文化的差異と相互交渉に注目する説として、当時の知見としてはモンテスキューの『法の精神』の説が紹介されていた。箕作麟祥は『明六雑誌』4号ならびに第5号（ともに明治7年刊）で「人民の自由と土地の気候とお互いに相関するの論」を『法の精神』の英訳版から抄訳して掲載している。これは政治的自由と隷属が風土の性質に由来しているとして、暑い風土の住民の無気力さと寒い風土の住民の勇敢さを対比し前者が隷属を後者が自由を維持してきた事情を論ずる内容である。

「けだし熱地の民はその筋力弱く、剛勇の心に乏しいけれども、寒地の民はその心体ともに強壯にして、事に耐え、物に忍びて大事業をなすの力あり。」（復刻版『明六雑誌』第4号、山室信一・中野目徹校注『明六雑誌』（上）岩波文庫141頁）

モンテスキューは北から南への支配は逆方向よりも容易いとして大国の支配者は都を北におき南の地域を遠隔支配することを提言するに至る。西周の「南知北強」論も「北」と「南」の文化的性質の差異を指摘する点では共通している。一方、西周においては、南とは北半球の中にあってローマ（ギリシアも？）およびその影響を受けたゲルマン諸民族、イギリス、オランダなどをいうのであり、北とはロシアを指し、両力の相互作用が世界変動の主要因子となる点でよりダイナミックな性格を与えられているといつてよい。

歴史学の時代といわれた19世紀は地理学の世紀とも言えるであろう。それは、近代的科学としての地理学が形成され、認知された時代である。いわゆる地理上の発見が行われた時代を受け、フンボルト（Alexander von Humboldt 1769-1859）やリッター（Carl Ritter 1779-1859）などの地理学者がベルリン大学に地理学講座を開いたのがこの世紀である⁵⁾。日本においても西周が兵賦論を論じていたちょうどその頃東京地学協会が設立されている⁶⁾。その創立者には榎本武揚がおり幹事の一人には福沢諭吉が名を連ねている。その後志賀重昂の『地理学講義』や内村鑑三の『地理学考』（のちに『地人論』と改題）などが出版され

世紀が下るにつれ地理学的認識が一般に普及していった様が見取れる。

しかし、地理的認識に重心を置いた西周自身の議論の筋道において地理学の持っている位置は大きくない。これは西の学問的背景を見ても同様のことである。『百学連環』の地理学の項目を見ても、基礎的な知識が簡略に述べられているのにとどまる。同時に『兵賦論』において当時の地理学の知見が応用されていることもない。むしろ、それに対して、(学的認識とは対応しない)地理認識を構成するのは西独自のともいってよい理論なのである。それはこの『兵賦論』の行論のバックボーンになっていると言っても過言ではない。前述した南知北強論に加えて、擾動熱論(すべての物は陰陽二力の衝突から熱を発する)、さらにここでは用語として使用されていないが「西力東漸」(南北二力の力のエネルギーの衝突の場(すなわち戦場)がトルコに発してアフガニスタンを経、中国へと迫っているという大局観などがそれである。これらの空間的・地理的認識は、グランド・セオリーとして兵賦論の前半の流れを形作っていく。そして世界が擾動熱によるたゆまない変動に曝されているなら、人間社会において戦争はむしろ常態というべき事柄になるとされるのである。

「これ人は戦争の中にありて戦争を好むのみならず、この天地というものは畢竟戦争にて成立するものなりというの説にて・・・」(その十三)

これは「汎戦争論」とでもいうべきものである。それはあらゆる自然現象の根底にあって万物の運動を規定しているという、形而上学的な色彩すら帯びてくる。

「ゆえにこの世界を成すものは熱にして、その熱の一転したるものすなわち名づけて生活というものなり。ゆえに生活というものは静寂体と擾動熱との戦争にして、その戦争の状、万般にわかれ、鉞物あり植物あり、・・・この静寂体と擾動熱と常に戦争してお互いに相消克す。」

「ゆえに戦争中が人の生を享(う)けて楽しむの時にてその戦争やむときは吾人墓の下にありて各自に分解して元来の静寂に帰す。」(『兵賦論』その十三)

カントの時代、永遠平和とは墓地のことであったが、その言葉を書物につけたという逸話を思わせるイメージである。但し、繰り返せばカントは歴史的ロードマップを辛うじて手にしていたと言えるのに対して、西は歴史という地図を棚上げにしてしまったのである。

こうした地理的グランドセオリーを日本の置かれた位置に適用すると、日本は南北二力の衝突する位置にあるという結論を導き出す。このような議論が俯瞰的な普遍法則を述べる形をとっているため脱自己中心的性質を持っており、ナショナリズムの気配を殆ど感じ

させないことは注目してよいことである。

さらに指摘しておくべき事として、利益線・主権線理論が登場してきた背景に西が歴史的認識を棚上げにしてしまった影響があることである。蔵の中にある宝はそれを保持するコストがかかり時間と共に減価してしまうのだから守ることは隣国に攻め入ることも含む、という内容の「蔵の中の財の比喻」は一読して理解できるように、空間的な発想から出る比喻ではない。これが西のオリジナルであったのか山県の発想であったのか別人の「知恵」であったのかは不明である⁷⁾。現在の我々の感覚からすれば経済的投資で解決しようとする問題に属するものである。この比喻は中国に向けられたものである。朝鮮に対しては「身代限りの空き長屋」として経費損を理由に領有の益なしと断定した中であるいは中国と朝鮮内部の歴史的変化を読み取る視座を期待することもできたのである。それが中国分割というゼロサム的な領地争奪戦争の可能性に結びついたという事実は当時の初期帝国主義的列強への危機意識の高まりを窺わせると同時に、西において歴史的次元の認識が欠如したまま生じた理論的空白が大きかったことを指摘できるのである。

(3) 国是論の意義

西の議論構造の特徴を最も明らかに示しているのが国是論の部分であろう。あるべき国家の外交方針という結論は単純であり、そこへ至る論理の構図も理解困難ではない。西はこの部分に相当のスペースを割いている。大きなテーマ設定である国家の基本方針を後述するように公共的な議論の俎上に載せたということ自体がまず重要な意義を持つと言えるであろう。しかし、西にとって国是は議論の対象として公共的な性質を持つのみならず、その内容においても普遍的な性格をもつものとして捉えられていた。地球上のいかなる国民がその探究を志向してもたどり着く理性的思考の結果、普遍妥当性をもつ帰結としてあるという認識である。

「曰く、一国の国はその国内部を通じてその都合によって立つの国是にあらざして地球をこぞりてその都合によって立つの国是なりと。」(『兵賦論』その六)

たとえば尊皇攘夷論のようなその国の独自性とする国民感情は入る余地はない。この性格付けは、オロシヤ的国是と琉球的国是を否定し去ったあと、得られた結論の提示の仕方にも表れている。

「そもそも万国ともにおのれが地疆を守り、おのれが富厚を謀り、おのれが人民をして生を養い死を喪して憾みなからしめ、いやしくも他国をして、わが土地、わが財産、わが人民、わが権利をして干頗(おかしげがす)せしめざればたるといは、すなわち建国の大主脳にして、いやしくも独立国と称する国は大邦・小国の差別なく、通じてこの大主義を奉ずるは万国公法の正理にして、すなわち人民社会を成し、国を建てて他に服属するこ

となきは、これすなわち自然にしてそなわるの権利なり。ゆえにこれを道徳上より論ずるもこれを公法上より論ずるも間然すべからざるものにして、いかなる兇暴なる老もこれに非を打つことはなるまじきなり。」（『兵賦論』その六 傍点引用者）

公共理性の把握する国是は同時に自然法にして万国公法となるという認識を述べたものである。

国是論と言えは横井小楠の『国是三論』が思い当たる。『国是三論』は問答体で書かれた三部構成からなる政策提言集である。小楠は周知のごとく富国論においては藩の経済政策によって民間の経済力を涵養する施策や、海軍の充実を中心とした強兵策、人材育成の学校論を述べている。この叙述中には必ずしも討議的な公論のあり方は姿を現してはいない。しかし小楠は朱子学的教養を背景にして独自の超越的善の思想（無極の至善）に到達する。世界人類の理念を見ながら博愛の「仁」思想を提示するに至る。このような思想に基づいて水平的な朋友関係を基礎とした討議的な政治的公論の必要性を提起した⁸⁾。

このように公共的討議の中に国是論を引き入れるという点で、幕末の海防論に発し横井小楠などによって継承された国是論の流れに西は足を踏み入れているのである。さらにこの流れは中江兆民の『三酔人経綸問答』へと受け継がれていくことになる。西の提出した三つの国是は、それぞれロシア的国是は兆民の豪傑君の意見に、琉球的国是は洋学紳士のそれに、そして西自身のとるべきとする国是は南海先生のそれに対応している⁹⁾。今、西の説く琉球的国是と兆民描く洋学紳士の主張を見てみよう。

「これに相反する主義取りてその極度に推究すれば、すなわち北条氏の主義にて、その極度はすなわち琉球藩主の主義なり。その主義にては、おもえらく、攻伐戦争のことは理数の自然に存し、小はもとより大に敵すべからず、寡はもとより衆に敵すべからず。これ人力のよく支ゆるところにあらざるなり。しかればこの叢商（小さい）たる弾丸黒子をもって兵備に従事せんよりは、兵備を撤して富厚を謀るにしかずと。この国是にしてかの併呑国是と相反し、その極度に上りたるものにて、一理なきにあらず。すでに孟子が「この池を深くし、この城を高くし、死をもってこれを守るべし」（『孟子』梁恵王上篇）といい、「もししからざれば、秋人の欲するところはわが土地なり、土地さえ与えなは別に人命に害なしとて、去りて岐山の陽に邑す」（同上）という主義と同一理なり。」（『兵賦論』その六）

「我れ専ら我堡壘を恃み我兵衆を恃む時は彼も亦堡壘を恃みその劍砲を恃み其兵衆を恃むが故に、其堡壘最も固き者其劍最も利なる者兵衆最も多き者必ず勝を得んのみ、これ算数の利なり極めて明白の利なり、何を苦みて此明白の理に抵抗することを試むる乎、彼果たして兵を引き取て我邦に來り抛らん乎、土地は共有物なり、彼居り我居り彼留まり我れ留まらんには何の葛藤か有る乎」（『中江兆民全集』第8巻、182～183頁）

2. 理性の公共的使用

(1) カントにおける理性の公共的使用

本稿の中心にある問いは、西周はその『兵賦論』で誰に語りかけたのか、言い換えれば対外観を提示することをもって啓蒙する相手は誰か、さらに言えば啓蒙の主体（啓蒙される主体）とは何かである。この問いは啓蒙主義の歴史に根付いており、歴史的な回顧を必要とする。

カントは『啓蒙とは何か—その問に対する答え』（以下『啓蒙とは何か』と記す）において、理性の公共的使用について述べている。啓蒙とはカントによれば、「人間自らに責めのある未熟状態から脱出すること」である¹⁰⁾。ところで、啓蒙のためには「自己の理性をあらゆる点で公的に使用する」(Der öffentliche Gebrauch seiner Vernunft) 自由が必要であるが、現実にはそれは次のような要求によって阻まれることになるカントは言う。

「論議するな！呼ばわる声を聞く。将校は言う、論議するな、教練を受けよ！と。財務官は言う、論議するな、支払え！と。聖職者は言う、論議するな、信仰せよ！と。」¹¹⁾

このように、カントは理性の公的使用を理性の私的使用と区別している。理性の私的使用とは、彼に委託されている市民的地位あるいは公職 (bürgerlichen Posten oder Amt) における理性の使用すなわち、それぞれ人々が属する地位や職務、結社の目的に応じた理性の使用のことである。理性の私的使用の観点からみたと、たとえば軍人が与えられた命令の作戦の是非を問うことはできない。命令遂行のために有効な手段を希求することが私的使用の課題となる。カントによると、公的使用はそうではない。学者が読者界の全公衆 (Publikum der Leserwelt) を前にして彼自身の理性を使用することである。たとえば、ここでは軍人は作戦の意義や妥当性について論じることができるのである。カントは理性の公的使用はいつでも自由でなくてはならず、私的使用は制限されることがあっても啓蒙の進歩が遅滞することはないと言い切る。

カントがこのような区別を設けた理由がどこにあるのか明確にはし難い。しかし、カントがこのような区別を設けた背景は理解できる。それは啓蒙理性には私的使用と公的使用へと分裂する性質が深く根づいているということである。

(2) 西周の「論」論議

西は自らの議論の性格をどう捉えていたのであろうか。『兵賦論』の冒頭に兵賦の扱い方を述べた部分があり、それは本稿のテーマにとって注目に値する。そこにはこのように述べられている。『兵賦論』に付けられた「論」とは何かについて説明している行である。

「・・・ただ論弁するの意にして、その是非の未定未決に属するものはこれを未定未決

に付してあえてその断言を下さず、そのかならず施行せられんことを期するものにあらざればなり。」

ここでの論は、決定の義務と執行の義務を免れた自由な討議に付することを言うのである。このことをもって、西周のこのテーマの扱い方の根本的スタンスが明らかになっていると言ってよい。兵賦について論じることといわば無制約の自由を得ることによって、職責上の義務から自由な議論を展開できるという認識が表されている。この立場は「議」や「策」とは異なっているのであって、その違いを西は続けて言う。

「今もしこれを議といわんか、その官に当たりその職に任ずる者のなすべきところにあらず。周、官等は高きを辱のうすといえども、もとより武弁にしてその任に当たるにあらざれば、あえて議するの権なし。」

議とは職責のあるものが権限上行うものである。自分はこのテーマに関しては権限がないのだという。従ってこれから行うことは議ではない。それでは「策」とは何か。

「また、これを策と言わんか、これその是非利害を洞見してみずから天下の至策なりと信ずるものにもあらず。はたして論ずるところこれを良計至策なりと信ぜば、たといその任にあらずといえども、これをその当局者に建言するもまた難事にあらず。」

『兵賦論』はその長さもさることながら、それに要した時間も長大であった。上に引用した議論の性質を論じているのは第一回である。しかし、第十四回からあとは、徴兵制度の提言を行っているのである。これは立派な策であるといえる。この時点で西は自身の議論の結末を見通していなかったと見るべきであろう。

いずれにせよ、ここで注目すべきは西が軍人の責務として『兵賦論』を語っているつもりはなかったという事実のことである。自ら、一人の自由な学徒として、自由な聞き手を相手に語っていると確信していたのである。さらに、このテーマが国民こぞっての公共的な論題であることは国会開設が近いことに触れているつぎの部分を見れば明らかであろう。

「いわんや方今の時すでに国会を開くの時をいたりたれば、今一步を進めて国会の興るもまたおのずから望蜀の勢いにして、不死の薬を蓬萊に求むるの比にあらざるをや。今いったん国会の興る日にいたらば、陸軍のことにおいて第一に議会の目的たるものはすなわち論題なる兵賦のことたるは、言を待たずして知るべきことにて・・・」（『兵賦論』その一）

以上のように西は『兵賦論』の前半の議論においては、兵賦および国是という公共的な課題を普遍的な法則性を適用する形で論じようとしていたのである。

(3) 啓蒙理性の陥穽

カントが意識し、西も区別の必要を感じつつ意識的に区別した啓蒙理性の二面性、言い換えれば普遍性を志向する方向と主体の具体的コンテクストへと投錨しようという性向はこれを区別し、かつ統合する課題を惹起する。これは長年に亘って啓蒙に課された課題であって、20世紀の思想史においても理性に対する危機意識として繰り返し現れたものである。

その一つマックス・ホルクハイマーによる啓蒙理性批判、『理性の腐蝕』を取り上げてみよう。ホルクハイマーは1947年、Th.アドルノとの共著『啓蒙の弁証法』が出版された年に単独で『理性の腐蝕』(Eclipse of Reason)を出版した。後にこれはドイツ語に訳され『道具的理性批判』に収められた。ここでホルクハイマーが指摘したのが、近代理性が客観的世界を把握する課題から離れ、主観的にかつ道具的になりゆく傾向であった。理性は自律を放棄して社会的過程に従属するものになる。あらゆる社会的立場や社会的価値に奉仕する「中立的」な道具になる。

「理性は完全に社会過程に結びつけられたものとなった。理性の操作上の価値、人間や自然を支配することに於ける理性の役割が唯一の基準とされるようになった。」¹²⁾

一方、啓蒙理性は具体的なコンテクストを捨象することはできない。それに関連して、理性の公共的使用をめぐる議論の近年の例、ロールズの『正義論』をめぐる、ロールズとユルゲン・ハーバーマスとのあいだで行われた「論争」を取り上げてみよう。

ロールズの『正義論』の主張が多くの一の耳目を惹きつけたのはそのテーマ設定の重要性(アリストテレス以来の伝統的な倫理学的主題である正義論を20世紀後半の世界共通のテーマとして提起した)および簡潔な原理による問題への回答(二つの原理からなる)と並んで回答の論証の方法によるものである。理性の公共的使用はこの第三の回答の論証方法に結びついている。

ロールズの正義論の背景には20世紀後半のアメリカ社会の状況からの影響が大きいと言われる。ヴェトナム戦争、公民権運動、大都市の市民生活の荒廃などの現象を前にして、自由主義社会の破れ目が、各人の自由を尊重しつつ不遇な人々の処遇を改善する正義原理の提起を促したとする解釈である。ロールズは正義の第二原理で「もっとも不遇な人々の処遇を改善する場合にのみ人々の間の格差が正当化される」というテーゼを提出した。これはパレート最適問題を解決するユニークな方法として評価を得た一方、多くの人々がそのような原理に同意することが如何に可能なのかという疑問を提起する問題的なテーゼでもあった。ロールズがこの論証のために用意したのが「無知のヴェール」という仮設条件

である。すなわち、理想的な社会システムを組み上げるべく参集した人々は、自律的にかつ自由に思考することが必須であるけれどもその際、“来るべき社会における彼（または彼女）自身の社会的地位、性差、能力などについて無知である”中で新しき社会について構想するというものである。この非現実的な状況設定が正義論の構築の上でなぜ有効であるかは明らかであろう。我々が社会のあるべき姿について構想する際に現実の自己のコンテキストに緊縛されていることがいかに強いという自覚を明らかにしたからであり、それを取り去って自由を志向する自律的な主体のイメージを提起できたからである。

公共的理性の概念をロールズが必要としたのは、正義の原理の正当性の調達根拠と関わる。

「すなわち、政治権力はつねに強制的である—その背後には、合法的実力の政府による独占がある—が、民主政体においてはそれはまた公衆の権力でもある」（『公正としての正義再説』田中成明・亀本洋・平井亮輔訳、岩波書店、2004年、161頁）

政治権力の行使は市民の理性に照らして支持できるやりかたで行われるべきであると言うことになる。したがって、

「市民たちは、根本的な政治問題が生じる場合には、自分の政治的見解を正当化するために、公共的に受け容れることのできる理由をお互いに提出することができなければならない。」（同頁）

一方非公共的理性についてロールズはこのように解説している。

「非公共的な理性とは、社会の内部の個人や結社にふさわしい理性である。それは、個人的または結社的な決定に際して、どのように熟慮するのが適当か、その答えを導いてくれるものである。」（同書163頁）

西周の啓蒙思想家としての姿を描こうとする本論の行論には無関係になるが、ロールズの正義の原理への道は、マクシミン原理（ゲーム理論のミニマックス戦略に似ている）を経由することで行われる。すなわち、最も不遇な状況に陥ったとき、社会的援助を受けられずに窮地に陥る選択肢を排除するように思考するであろう。そうなれば、正義の第二原理が支持されるであろうというのである¹³⁾。

むすびにかえて

西周は『兵賦論』において、当時一般の人々の公共的テーマとなった「兵賦」問題を一般の人々にむかって、彼らの理性に対して訴える論述スタイルをとった。これはカントのいう理性の公共的使用を心掛けたというべきであろう。その試みは後半に至るとにわかに職業的な献策の色彩を強めてしまうことになるにしても、少なくとも前半部においては西

の意図通り遂行されたといつてよい。

注

- 1) 本稿を導く問題意識は鈴木登教授の示唆に負うところが大きい。教授のご厚意を完全に活かさなかったことをお詫びしつつ感謝の意を記したい。
- 2) 菅原光「平常社会論としての軍事論」（鳥根県立大学西周研究会『西周と日本の近代』ベリカン社、2005年）は西の軍事論に思想家としての個性を探った試みとして興味深い議論を展開している。
- 3) 西が元老院において沈黙を貫いたこととの関わりはここで論じることはできない。『元老院会議筆記』などで窺う限り元老院における西の発言回数はきわめて限られたものであり、発言の際のテーマは軍事制度に関わるものにはほぼ限られている。（明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』全32巻、元老院会議筆記刊行会、1987年）確かに西の元老院在籍中に「大政紀要」の執筆編纂の特命が下り従事しなければならない一時期はあったにせよ、出席率の高さに比してその発言の少なさは奇異の観を抱かせるに十分である。少なくとも、西において将校クラブでの講演と元老院での発言が自身にとって異なった性格を持つものと捉えていたことを推察するに足る。
- 4) 「戦いは万物の父であり、万物の王である。そしてそれは或るものたちを神として、或るものたちを人間として示す。また或るものたちを奴隷とし、或るものたちを自由人とする。」（山本光雄編訳『初期ギリシア哲学者断片集』岩波書店、1958年、33頁）また、「戦いは共通なものであり、常道は争いであり、凡てのものは争いと負い目とに従って生ずるということを知らねばならぬ。」（同頁）
- 5) 手塚章『地理学の古典』古今書院、1991年
- 6) 岡田俊裕『地理学史』古今書院、2002年、4頁
- 7) なお、この「利益線・主権線理論」の出自については、山県有朋の「外交政略論」（「軍事意見書」1886年起草開始1890年閣僚に回覧）とローレンツ・フォン・シュタインからの意見「斯丁氏意見書」（1889年）に起源を求める説がある。しかし西の『兵賦論』はこれらの成立よりも以前の作品である。このあたりの関係については更なる考究を必要とする。（加藤陽子『戦争の日本近現代史』講談社、2002年、85頁ならびに村中朋之「明治期日本における国防戦略転換の背景—朝鮮を「利益線」とするに至るまで—」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No. 5、2004、107頁参照）
- 8) 平石直昭「幕末維新时期：横井小楠と福沢諭吉」（『知識人から考える公共性』公共哲学17東京大学出版会、2006年、2－9頁）
- 9) 西周の対外観と中江兆民の対外観とを比較することは容易ではない。西周が元老院議員であった一時期、中江兆民も元老院書記官であった。しかし両者の間に何らかの交流があったかは不明である。思想内容上両者にある一定の共通点を指摘しておくことは意味がある。オロシャの国是と豪傑君、琉球の国是と洋学紳士、西周の提唱する国是と南海先生の各々の主張にはそれぞれ共通性が見られる。西も中江も同じ政策的構図から世界情勢を眺めていたということは断定できる。以下両者の叙述を並列して引用してみることにする。
まず西の説くオロシャ主義と豪傑君の主張である。両者は膨張主義、併呑主義において共通して

いる。

「まずわが歴世の史乘に徴して国是のありしところいかんを講究すれば、わかちて二種となす。その一を内を治めて外を守るの国是といい、その一を内を強うして外を侵すの国是という。この後の国是はすなわち旧く神功皇后に始まり、豊臣の太閤これを継げり。・・・神后の主義はすなわちオロシャ（ロシア）の主義にして、蚕食吞併、ついに地球上は一王に帰してはじめて満足せりというべく・・・」（『兵賦論』その六）

「是故に他邦に後れて文明の具を得んと欲する者は其術多種なりと雖も要するに巨額の金を出して買取るに外ならずして、小邦に在りては其費を給すること能はず、必ず更に一大邦を割き取りて己れ自ら富国と為らざる可らず、然るに天の寵靈に頼りて眼前厖然たる一大邦の在る有りて土壤豊沃にして兵衆軟弱なるに於ては、何の幸か之に踰るあらん・・・彼大邦現に惰懦にして与みし易き時は、小邦たる者何ぞ速に之を取らざるや」（『中江兆民全集』、第8巻、237頁）

次に西周と南海先生の主張である。

「日く、われはわが土地境域を守るなり、日く、われはわが境内の財産を守るなり、日く、われはわが人民を保護し、あわせてその権利を保護するなり、日く、われはわが総人民の権利を総摂するわが政府の権利を保護して、あえて他邦の干渉を受けざるなりと。これ万国を通じて行なわるるせころの権利にして、おそらくはこれをもってかの強大なるオロシャ国皇帝に問うもかくのごとくなるべく、またこれを太平洋中なるサンドウィッチ島（ハワイ）皇帝に問うもまたかくのごとくなるべし。」（『兵賦論』その六）

「僕も亦別に奇策有るに非ざるなり、独り僕のみならずして即ち英仏諸国が相互に攻守するも亦別に奇策有るに非ざるなり、之を要するに我亜細亞諸邦の兵は此を以て侵伐せんと欲するときは足らざるも、此を以て防守するときは余有りと為す、故に務て平時に於て訓練し蒐肄して以て鋭を養ふときは、何ぞ遽に自ら守ること能はざることを憂へん哉」（『中江兆民全集』、第8巻、267頁）

- 10) 『啓蒙とは何か：その間に対する答え』（Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?）原著は1784年。『カント全集』第14巻、小倉志祥訳、理想社、1988年。
- 11) 前掲書41頁。Immanuel Kant, Werke, Bd. IV, hrsg. von Ernst Cassirer. (カッシーラー版カント全集第四巻) S. 170f.
- 12) 山口祐弘訳『理性の腐蝕』せりか書房、1970年、30頁。
- 13) ハーバーマスは、全体として『公正としての正義再論』におけるロールズの議論の意義を認めながら、「無知のベール」という理論仮設に想定されている人間像に疑問を呈す。ハーバーマス自身が想定するところでは、公共的に議論する主体は、生活世界の諸情報を自らのうちに取

り込みながら彼の住む社会の問題点を提起できる主体である。このように一方において「無知」と「情報の相互不交換」、他方における「生活世界」に根ざした「コミュニケーション理性」の対比が両者の主張において明らかになると言えるであろう。

キーワード 『兵賦論』 啓蒙理性

(MURAI Hiroshi)